共

残業代の支給等により教員の長時間労働を改善することに関する意見書（案）

公立学校の教員を残業代の制度の対象外のままとする、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正案が今国会に提出されている。現行法では、給料月額の４％とされている教職調整額の率を、令和８年１月から毎年１％ずつ、６年かけて１０％に引き上げる内容である。

教職調整額の率を１０％に引き上げても、現行の残業代を支払わない「働かせ放題」の仕組みは温存されるため、むしろ引き上がった分だけ働くことが当然視され、長時間労働を固定化し、助長するおそれがある。また、特別支援学校などの教員の賃金に上乗せされている調整額の見直しや削減は、教職調整額の率の引上げの財源を確保するために行うのではないかと指摘されている。このことは、障害のある子どもたちの教育の充実に背を向けるものである。

教員の長時間労働は依然として深刻な状況にある。平成３１年に文部科学省が掲げた、時間外労働の上限を月４５時間にするという目標も達成できていない。教員の長時間労働は、過労や病気による休職のほか、教員希望者の減少にもつながり、更なる負担増を生じさせる悪循環を招いている。授業の準備をする時間や子どもと向き合う時間が取れない、子どもの変化やトラブルに十分に目が届かない、発達障害を抱える子どもや日本語指導が必要な子どもに十分な配慮ができないなど、子どもたちの教育に影響を与えている。

残業代の制度は、割増賃金を支払うことで使用者のコスト意識に働き掛け、長時間労働を抑制するものである。教職調整額には長時間労働を抑制する効果はなく、残業代を支払う制度に改善してこそ「働かせ放題」を解消することができる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、残業代を支払うとともに定数を増員することにより、教員の長時間労働の改善を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

共

令和７年６月　　日

東京都議会議長　　増子　ひろき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
宛て